(趣旨)

第1条 この規程は、くみ取り便所を水洗便所に改造し、又は既存の浄化槽を廃止して農業集落排水処理施設に接続することを推進するため、必要な奨励の方法その他について定めるものとする。

(奨励の方法等)

- 第2条 奨励の方法は、農業集落排水処理施設に接続させるための工事(以下「農業 集落排水処理施設接続奨励工事」という。)を行う者に対し、工事費を融資する 取扱いとする。
- 2 農業集落排水処理施設接続奨励工事は、前橋市公共下水道条例(昭和37年前橋 市条例第54号)第6条に規定する下水道排水設備指定工事店が行わなければな らない。
- 3 融資する工事費は、1件につき100万円以内とし、無利子とする。
- 4 工事費の融資期間は、48か月以内とし、毎月の納付金額は、公営企業管理者 (以下「管理者」という。)が定める。
- 5 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者の融資期間については、管理者が別に定める。

(奨励の対象者)

- 第3条 奨励の適用を受けることができる者は、前橋市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(令和4年前橋市条例第49号。以下「条例」という。)第4条に規定する農業集落排水処理施設の計画処理区域内の受益者(前橋市農業集落排水事業分担金条例(平成11年前橋市条例第37号)第3条に規定する受益者をいう。以下同じ。)で、本市に居住し、独立の生計を営み、工事費を納付できる能力のあるものとする。
- 2 前項に規定する者は、市税、水道料金、農業集落排水処理施設使用料及び農業集 落排水事業分担金を滞納していない者とする。

(工事内容及び対象建物)

第4条 奨励を適用する工事内容及び対象建物は、別表のとおりとする。

(奨励の申請)

第5条 奨励の適用を受けようとする者は、農業集落排水処理施設接続奨励工事申請書(様式第1号)に見積書等(工事費内訳明細)を添付し、条例第6条第1項に規定する排水設備の計画の確認の申請書の提出と同時に管理者に提出しなければならない。

(適用の決定)

第6条 管理者は、奨励の適用の申請があったときは、奨励の適用の可否を決定し、 農業集落排水処理施設接続奨励工事適用決定通知書(様式第2号)又は農業集落 排水処理施設接続奨励工事不適用決定通知書(様式第3号)により申請者に通知 する。

(納付金額)

- 第7条 奨励を適用される者(以下「奨励適用者」という。)が分割して納付する金額は、奨励の適用を受ける工事費とする。
- 2 管理者は、農業集落排水処理施設接続工事業者が奨励の適用を受ける工事を完成 し、検査に合格したときは、納付額を決定し、農業集落排水処理施設接続奨励工 事納付額決定通知書(様式第4号)により奨励適用者に通知する。
- 3 奨励適用者は、当該工事費に係る農業集落排水処理施設接続奨励工事費納付誓約 書(様式第5号。以下「納付誓約書」という。)及び委任状(様式第6号)を管 理者に提出しなければならない。
- 4 奨励適用者は、納付誓約書に連帯保証人(以下「保証人」という。)1人を定めなければならない。
- 5 保証人は、本市に居住し、独立の生計を営み、かつ、弁済の資力を有すると認め られる者でなければならない。ただし、管理者が認めた場合は、この限りでな い。

(工事費の支払)

第8条 管理者は、奨励適用者が納付誓約書及び委任状を提出したときは、当該工事費を工事業者に支払う。

(納付の方法)

第9条 奨励適用者は、管理者が発行する納入通知書兼領収書により、管理者が指定 する期日までに納付しなければならない。

(納付の延期)

第10条 奨励適用者が、災害、盗難、疾病その他やむを得ない理由により、管理者 が指定する期日までに納付できないときは、管理者にその延期を申請し、管理者 が許可したときは、納付を延期することができる。

(損害等の費用負担)

- 第11条 納付期間中の排水設備(条例第2条第3項に規定する排水設備をいう。以下同じ。)の破損、漏水等による修繕又は滅失等による損害は、全て奨励適用者の負担とする。
- 第12条 工事の施行中又は着手前において、奨励適用者の責に帰する理由により、 工事が中止となった場合は、その時期までに要した費用は、奨励適用者の負担と する。

(届出の義務等)

- 第13条 奨励適用者(第1号に該当するときは、その相続人)は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに管理者に届け出なければならない。
 - (1) 死亡したとき。
 - (2) 住所又は氏名(法人の場合にあっては、法人の名称又は代表者名)を変更したとき。
 - (3) 差押を受け、又は破産したとき。
 - (4) 農業集落排水処理施設に接続した建物を譲渡し、転貸し、又は取り壊そうとするとき。

(保証人の変更等)

- 第14条 奨励適用者は、保証人が第7条第5項に規定する条件に該当しなくなり、 若しくは死亡し、新たに保証人を定めようとするとき又は保証人を変更しようと するときは、管理者に連帯保証人変更届(様式第7号)を提出し、その承認を受 けなければならない。
- 2 奨励適用者は、保証人が住所又は氏名を変更したときは、管理者に届け出なけれ ばならない。

(繰上げ納付)

- 第15条 奨励適用者が、納付期間中に次の各号のいずれかに該当するときは、工事 費の未納額を直ちに納付しなければならない。
 - (1) 排水設備を譲渡し、又は廃止しようとするとき。
 - (2)農業集落排水処理施設に接続した建物を譲渡し、又は取り壊そうとするとき。 (損害賠償)
- 第16条 奨励適用者は、この規程に違反し、そのため本市に損害を及ぼした場合は、その損害の程度に応じて賠償の責を負わなければならない。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

工事		み	取	り	汚	水产	系	屋内に設ける給排水衛生器具、床組、フローリング、腰壁	LIN.
内容	便	所	0)	改	統			工事及び屋外に設ける汚水ます又は排水管から農業集落排	Ė
	造						-	水処理施設に至るまでの排水設備等水洗化に必要とする部	3
								分	
					雨	水产	系	 屋外に設ける雨水ます又は排水管から道路側溝等に至るま	

	統	での排水設備で水洗化に必要とする部分
浄化槽の	汚水系	浄化槽の撤去及び屋外に設ける汚水ます又は排水管から農
接続切替	統	業集落排水処理施設に至るまでの排水設備等水洗化に必要
		とする部分
	雨水系	屋外に設ける雨水ます又は排水管から道路側溝等に至るま
	統	での排水設備で水洗化に必要とする部分

計角建物 - 典業集遊址水加理協設に控結する既存建物		
	対象建物	農業集落排水処理施設に接続する既存建物